明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産六〇）　一

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　九
特殊法人等
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、企業年金基金変更、税理士証票無効・登録抹消、弁理士登録関係　五
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人関係　八
会社その他
会社決算公告　四

省令

○農林水産省令第六十号

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成二十六年法律第八十四号）第四条第一項、第十一条第一項、第十二条第三項及び第十三条第一項第二号ロ（これらの規定を同法第十五条第二項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。）、第十六条の二第二項、第二十七条第一項及び第二項、第三十七条並びに第三十八条の規定に基づき、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十月二十四日

農林水産大臣　野村　哲郎